

告 示

埼玉県告示第百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百三十九号 岩槻中央通り線

三 事業施行期間

平成三十一年三月一日から平成三十九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目及び太田二丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目、南平野一丁目、三丁目及び太田二丁目

地内(一級河川利根川水系元荒川)